

山梨県公報

第千八百二十一号

平成二十年

一月十日

木曜日

目次

告示

- 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………五
- 土地収用事業の認定……………五
- 道路の区域変更(三件)……………七
- 廃川敷地等……………七
- 河川区域の指定の一部改正……………八
- 公告……………八
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………八
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………九
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………九
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………一〇

告示

山梨県告示第六号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年一月十日から適用する。平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	数値解析システム 電気液動ゲル画像解析装置 自動車温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット	550円 2,420円 340円
--------------	-----	--	------------------------

(30リットル6連)簡易全要素・全リン計システム クロスセクションポリッシャ レーザーアブレーション質量分析装置 フラスコトランジェント/バースト試験器 電源周波数境界発生器 FPGA用CADシステム 演算型プロックゲージ検査装置 卓上走査型プロローブ顕微鏡	50円 710円 4,160円 640円 330円 390円 860円 910円
--	---

2の表素材、機械、電子及び化学の部電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(EPM)による面線定性分析)の項の次に次のように加える。

精密測定試験	1件	演算型プロックゲージ検査装置による測定	1,570円
--------	----	---------------------	--------

2の表素材、機械、電子及び化学の部化学試験(発光分光分析装置による分析)の項の次に次のように加える。

電気測定	1件	フラスコトランジェント/バースト試験器による測定	2,570円
電気測定	1件	電源周波数境界発生器による測定	2,250円
化学試験	1件	レーザーアブレーション質量分析装置による分析	8,090円

山梨県告示第七号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十年一月十日
山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称
社会福祉法人美咲会

二 事業の種類

特別養護老人ホーム小山荘駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市八代町北字堀川地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

特別養護老人ホーム小山荘駐車場整備事業（以下「本事業」という。）は、法第二十三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者授産施設等の社会福祉事業を行っている実績がある。また、本事業の実施については、理事会が承認したところであり、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、事業の拡大に伴い、施設の利用者及び職員が増加し、駐車スペースが手狭となったため、公用車による送迎を増やしたり、職員の相乗り等の対応をしてきたが、現在の駐車場では対応できない状況となっている。現在、やむを得ず、施設敷地内の駐車スペース以外にも車を止めている状況にあり、施設利用者及び職員の利用に支障を来しているのみではなく、事故の危険性も高い状況となっている。また、起業者は、災害時及び緊急時に駐車場を避難所とすることとしているが、現在の状況ではその機能を有していない状況である。

本事業が完成すると、駐車場不足が解消され、災害時及び緊急時の避難所も確保できる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因

する周辺環境への影響が考えられるが、造成面積は小さく、予定建築物もないことから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。また、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は存在しない。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在、施設利用者及び職員が使用する駐車場が手狭となり、やむを得ず駐車スペースでない箇所にも駐車しており、利用に支障を来しているのみではなく、事故の危険性も高い状況である。また、当該施設では、駐車場を緊急避難場所としているが、現在の状況ではその機能を有していない状況である。これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、施設利用者及び職員の増加に伴い、不足となっている駐車スペースから積算しており、車輛一台分の広さも適正な規模であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市役所総務課

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町瀬戸一六四二番の二地先から 大月市七保町瀬戸一六四二番の三地先まで	二〇・〇 六九・〇	一七・〇 四三・六		七五・〇

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（北支所において、この告示の日から平成二十年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜韭崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		

北杜市小淵沢町松向水草二五二番の二〇地先から
北杜市小淵沢町松向水草二五三番の一
地先まで

新	旧	延長
一一・二 一六・〇	一三・八 一六・三	四一・〇

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（北支所において、この告示の日から平成二十年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大八田字久保地四六四番の一 地先から 北杜市長坂町大八田字久保地四八〇二番の 三地先まで	一八・〇 三二・〇	二二・〇 二五・〇		一八・〇

山梨県告示第十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士・東部建設事務所（吉田支所）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名 相模川水系 桂川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年一月十日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下九百二十九番五地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 五百七十一・四九平方メートル

山梨県告示第十二号

一級河川桂川に係る河川区域の指定（昭和五十一年山梨県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

第二十号図に係る区域を次のように変更する。

〔次のよう〕は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人八峰会

2 代表者の氏名 山田力三

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町西井出八千二百四十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、北杜地域を中心とした精神障害者及び精神障害者をかかえる家族保護者、並びに一般社会の人々に対して、小規模作業所等の設置運営に関する事業、同じ悩みを持つ人との連携と組織活動の充実強化、精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動等を実施し、精神障害者の社会参加を促進、社会復帰対策の充実と自立した生活ができるような社会環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月二十一日から平成二十年二月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人リヴィエールFC

2 代表者の氏名 大神田敏

3 主たる事務所の所在地 上野原市上野原三千六百四十四番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者に対して、サッカーを中心としたスポーツに関する事業、また、まちづくりの推進を図る活動を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月二十六日から平成二十年二月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ふえぶき旬感ネット

2 代表者の氏名 小河内英紀

3 主たる事務所の所在地 笛吹市御坂町尾山百三十九番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、笛吹市についての様々な情報の調査・研究及びその提供、観光や農業等をはじめとする地域経済の活性化を目的とした各種事業を行い、まちづくりの推進と地域の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月二十二日から平成二十年二月二十一日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、
 次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）
 として指定した。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	担当する医療の種類
医療法人小宮山会 貢川整形外科病院	甲府市新田町一〇番地二六	整形外科に関する医療
セキテイ調剤薬局 境川店	笛吹市境川町石橋二二九三番地一	薬局（調剤）
茜調剤薬局	笛吹市石和町四日市場一七九二番地一	薬局（調剤）
塩山薬局	甲州市塩山上於曾一七五三番地	薬局（調剤）
有限会社工藤薬局	甲府市青沼一丁目一七番地九	薬局（調剤）
有限会社かえで薬 局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津二二七六番 地四	薬局（調剤）
有限会社かえで薬 局下吉田店	富士吉田市下吉田一九四二番地	薬局（調剤）
有限会社かえで薬 局白根店	南アルプス市在家塚一五六番地	薬局（調剤）
有限会社かえで薬 局甲西店	南アルプス市下宮地六番地二	薬局（調剤）
有限会社みやびみ やび勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼九四三番地六	薬局（調剤）

有限会社みやびみ やび甲府薬局	甲府市下飯田二丁目三番地三一	薬局（調剤）
株式会社ウエノウ 工ノ石和薬局	笛吹市石和町東高橋一三〇番地	薬局（調剤）

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出が
 あつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民
 情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年五月十日まで縦覧に供する。
 平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
 - 2 住所 甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 オギノ西八幡店
 - (二) 所在地 甲斐市西八幡字浜海道下二千六百一番地一号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市徳行一丁目二番十八号
株式会社セリア 代表取締役 河内宏光	岐阜県大垣市外洲二番地三十八号
株式会社フオネット 代表取締 役 清水栄一	中巨摩郡昭和町清水新居千五百二十七番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 中巨摩郡昭和町上河東字横田五四三の七九、五四三の八〇、五四三の八一、五四三の八二、五四三の一一三、五四三の一一四、五四三の一一五、五四三の二六八、五四三の二六九、五四三の二七〇、五四三の二七一、五四三の二七二の一部、五四三の二七六並びに河西字鶴住一一五の一七の一部、一一五の一八、一一五の一九、一一五の二〇、一一五の二三、一一五の二四の一部、一一五の四〇の一部、一一五の五三の一部、一一五の五八、一一五の五九及び一一五の六一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町長 佐野精一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 南都留郡忍野村内野字細尾三五八〇の一、三五八〇の四、三五八〇の五、三五八〇の六、三五八〇の七、三五八〇の八、三五八〇の九、三五八〇の一〇、三五八〇の一、三五八〇の一二、三五八〇の一三、三五八〇の一四、三五八〇の一五、三五八二の一、三五八二の四、三五八二の五、三五八二の六、三五八二の七及び三五八二の八の区域

平成二十年八月二十一日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千三十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 収容台数 百二十四台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 収容台数 三十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 面積 五十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 容量 八十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (1) 開店時刻 午前九時

- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (1) 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 一カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (1) 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成十九年十二月二十日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川和男

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番